



森税理士の「ちょっと気になる税務のはなし」

アグリビジネス・ソリューションズ株式会社
代表取締役 森 剛一氏

第68回

税務相談窓口
事業推進課 経営指導相談係
■問い合わせ先
TEL : 0824-64-2072 Fax : 0824-64-2233

専従者給与と家事消費に関するQ&A

新しい一年が始まり、そろそろ決算の準備を始めることになりました。今月は、毎年多くの質問を頂く専従者給与と家事消費に関する質問をまとめました。

1. 専従者給与

(1) 青色専従者として認められるのかどうか？

- ・ A牧場の長男は昨年10月、勤めていた会社を退職し、翌年の3月から酪農に従事することになった。
- ・ しかし勤めた会社で後任が見つからなかったことから、1年間はアルバイトで午後1時～5時まで働き、年間96万円のアルバイト料を受け取っている。
- ・ 税務署には「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出している。

この場合、残念ながら青色事業専従者給与として認められない可能性が高いでしょう。青色事業専従者給与として認められる要件の一つに「その青色申告者の営む事業に専ら従事していること」があります。かりにほぼ毎日アルバイトで午後1時～5時まで働いている場合には、A牧場の事業に「専ら従事」しているとは言いがたく、長男に給与を支給しても青色事業専従者給与として必要経費にすることが認められないこととなります。

青色事業専従者に副業が一切、認められないかと言えば、必ずしもそうではありません。その年を通じて6か月を超える期間従事すれば良く、たとえば農閑期などに短期間アルバイトするだけであれば、青色事業専従者給与として認められる可能性があります。また、このケースのように年の途中から事業に従事した場合には、事業に従事することができる期間の2分の1を超える期間従事すれば良いことになっています。

(2) 副業と見なされる基準は？

副業がある場合に青色事業専従者給与として認められなくなるかどうかは、基本的には副業の収入が多いか少ないかではなく、従事する時間が基準となります。副業に長時間従事している場合には、青色申告者の営む事業に「専ら従事」しているとは言えないからです。

2 家事消費

(1) 家事消費で計上すべきものは？

家事消費等とは、所得税では棚卸資産を家事のために消費したり、贈与したりすることをいいます。米や野菜などの農産物、牛乳などの畜産物も棚卸資産になりますので、自家製の農畜産物を家事用や贈答用とした場合には、家事消費等として収入金額に計上することになります。

ただし、野菜については自家消費だけのための生産で販売がなく、種苗費等の費用を必要経費にしないで家計費から支出している場合には、家事消費金額を計上する必要はありません。

(2) どれくらいの金額を計上すればよいのか？

野菜などの家事消費について、家事消費の都度計上していない場合は、年間の家事消費金額を独自に見積もって年末に一括して計上します。この場合、期末棚卸と同様、年末に一括して数量、単価、金額を家事消費等として記載します。ただし、野菜等の生鮮な農産物については家事消費等の金額のみでよいことになっています。家事消費等の単価について、収穫単価による時価単価で評価しますが、収穫単価は当該農産物の収穫時における生産者販売単価により計算します(所基通41-1)。具体的には、家事消費等の金額は、収穫年の販売単価(市場等に対する出荷価格をいう。)の平均額によって計算してよいことになっています。

仕訳例：年末に一括して野菜の家事消費を計上する。

借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額
事業主貸	不	65,560	家事消費高	課	65,560

e酪農経営では、メニューから所得税申告書呼び出して、収入金額の内訳のタブで科目を選択して家事消費金額を入力するだけで、家事消費の仕訳が自動で作成されます。

なお、年末に一括して計上するのではなく、家事消費の都度、数量や単価など帳簿に記録している場合には、その棚卸資産の取得単価以上であれば通常の販売単価の70%で収入金額を計算することも認められています(所基通39-1)。